

# 福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例（概要）

前知事のセクハラ問題を受け、都道府県初となる条例において、①特別職（知事、副知事、教育長）の責務を明確化、②「第三者相談窓口」の設置、③相談受付時の報告を義務化、④外部専門家の知見による客観性の向上と取組の改善、⑤定期的な実態把握と公表の規定を設け、職員にとって安全かつ良好な職場環境の確立と、県民からの信頼回復を目指す。

## 1. 特別職の責務を明確化

- 特に知事について、ハラスメント防止のための措置義務、事案発生時における迅速かつ適切な対応義務、相談および調査協力に起因する不利益取扱いの禁止を明示する。【第5条関係】
- 特別職自らが言動に配慮し、率先してハラスメント防止に取り組む旨を規定するとともに、知事の言動にハラスメントのおそれがある場合は副知事が改善を求めることを義務付ける。【第5条第5項関係】

## 2. 「第三者相談窓口」の設置

- 職員が安心して相談できる環境を確保するため、外部の専門家によるハラスメント専門の相談窓口を設置する。【第10条関係】  
特別職が関係する事案を含め、県庁組織から独立した立場で相談できる仕組みとすることで、安心して相談できる環境を整備し、早期把握、および適切な対応につなげる。

## 3. 相談受付時の報告を義務化

- 管理監督者が職員等からハラスメントの相談を受けた場合、プライバシーに配慮の上、速やかにコンプライアンス所管課へ報告することを義務付ける。【第11条関係】  
管理職の判断により相談内容がもみ消される事態を防ぐとともに、相談者に対する適切な対応方法について助言を求めることができる体制とする。

## 4. 外部専門家の知見による客観性の向上と取組の改善

- 常設の附属機関（福井県コンプライアンス委員会）を設置し、通報相談事案の対応について専門的知見から審議、助言を受ける。【第11条関係】※ 著しく重大な事案では、独立して調査を行う「第三者調査委員会」の設置を検討する。

## 5. 定期的な実態把握と公表

- 特別職によるハラスメント事案が認定された場合は公表する旨を規程する。【第13条関係】
- ハラスメントの実態を把握するため、アンケート等の調査を随時実施し、結果を公表する。【第14条関係】

- この条例は令和8年4月1日から施行する。【附則】